せたな町狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者に対して、必要な狩猟免許の取得、猟銃の所持許可の取得及び猟銃の購入に要する経費に対し、予算の範囲内においてせたな町狩猟免許取得補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、せたな町補助金等交付規則(平成17年規則第36号)、せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則(平成21年規則第6号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、第一種猟銃免許をいう。
- 2 この要綱において「狩猟免許の取得等」とは、前項に規定する狩猟免許の取得後、銃砲 刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の規定による許可及び同法第7条の 規定による許可証を受けて猟銃等を購入することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 町内に住所を有する者で、かつ申請時において町税等を滞納していない者
 - (2) 新たに狩猟免許の取得等を行おうとする者で、北海道猟友会檜山北部支部に所属し、せたな町が委嘱する有害鳥獣捕獲活動に率先し、継続的に従事できる者。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 補助金の額は別表の右欄に掲げる補助金額の合計額とし、補助金額に1千円未満の端数 があるときは当該端数を切り捨てた額とする。また、その交付は、それぞれの費用につい て1回限りとする。
- 3 猟銃等の購入に係る補助金の額は、25 万円を限度とする。また、その助成は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許取得補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 取得した第一種狩猟免状及び銃砲所持許可証の写し
 - (2) 前条に定める経費に要した領収書の写し
 - (3) 猟友会に入会したことを証する書面

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を狩猟免許取得補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の決定を受けた申請者は、狩猟免許取得補助金請求書(様式第3号)を町長に 提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第8条 町長は、前条の規定に基づき補助金の請求があったときは、速やかに交付する。 (補助金の返還)
- 第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部 又は一部の返還を請求することができる。
 - (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。